

マイナンバー制度が始まります

マイナンバー(個人番号)とは?

平成27年10月から、日本国内の全国民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバー(個人番号)といいます。個人が特定されないように、住所や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。

また、法人においても1法人につき1つの法人番号(13桁)が指定されます。

期待される効果とは?

■公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。また、本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。

■国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならぬ書類が減ります。これにより、行政手続きも簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。

■行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようにになります。

被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

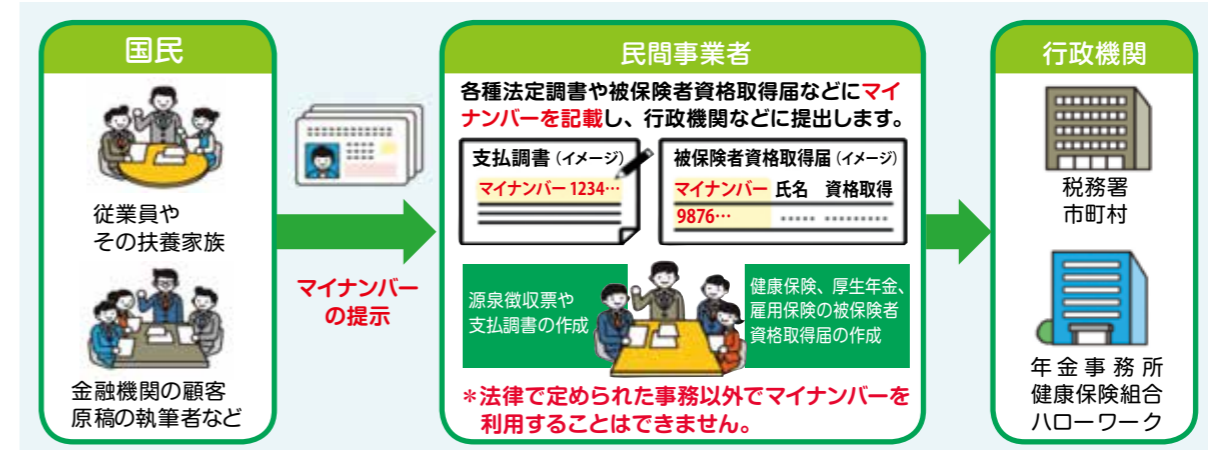
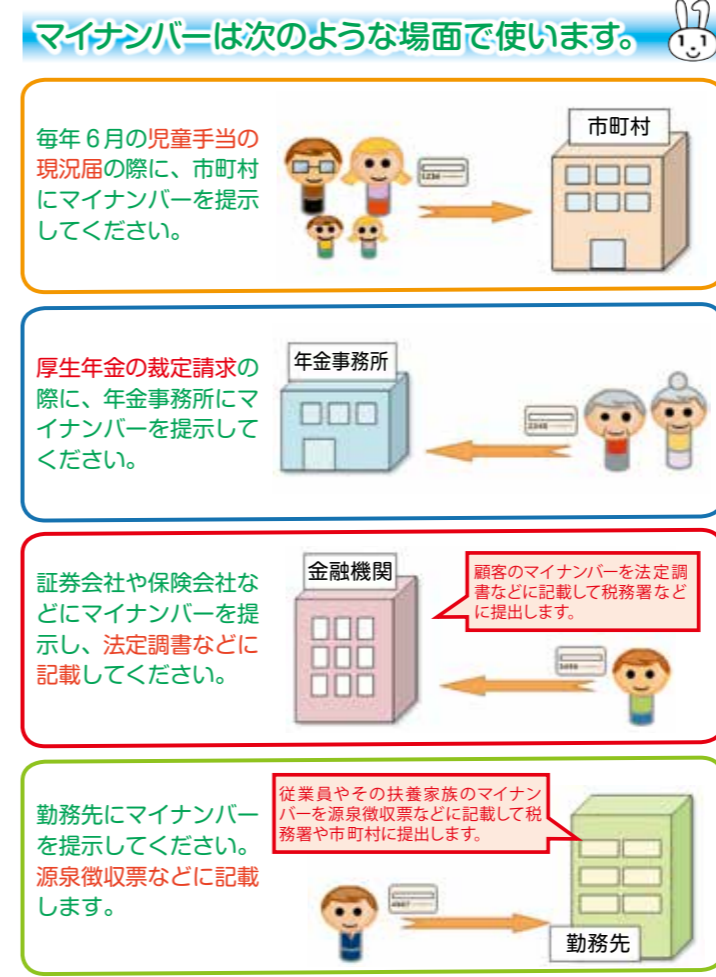
■マイナンバーが必要なのはいつ?

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要となります。

民間事業者にも制度の影響があるの?

同じく民間事業者も、平成28年1月から税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱うこととなります。

国民は行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となります。



【問合せ】
●マイナンバー制度に関すること
本庁行政改革推進課
☎(23)5111(内線4132)
●個人番号カードなどに関すること
本庁市民課 ☎(23)5111(内線2544)

個人番号カードの申請の流れ

ステップ1

●平成27年10月以降、住民票の住所に、マイナンバーの通知カードなどが、簡易書留で届きます。

重要 個人番号カードを取得するまでの間、行政手続きなどの際に必要となります。通知カードは紛失しないよう大切に保管してください。

ステップ2

●同封されている個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。

ステップ3

平成28年1月以降に順次、封書で交付通知書などを送付します。顔写真付き公的身分証明書または保険証、年金手帳、預金通帳などの本人確認書類と合わせて、「交付通知書」「通知カード」を持参の上、本庁市民課または各支所地域振興課へお越しください。

ステップ4

●本人確認の上、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます。

平成27年10月以降 住民票を有するすべての人に1人1つのマイナンバー(個人番号)が通知されます

住民票の住所に、お住まいの市町村から通知カードが送られ、マイナンバーが通知されます。外国籍でも住民票のある方は対象となります。

住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、実際にお住まいのところに住民票を移してください。

*通知カードには、12桁の個人番号のほか、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。(顔写真無)



平成28年1月以降 申請された方に対し、個人番号カードを交付します

マイナンバーの通知に同封されている個人番号カード交付申請書に、必要事項を明記の上、顔写真を貼り付け、申請していただくこと、身分証明書やさまざまなサービスに利用できる個人番号カードが交付されます。交付手数料は、初回交付に限り無料で。(手続きの流れは左図のとおり)



「個人番号カード」について

個人番号カードは、住民基本台帳カード(住基カード)と同様、ICチップのついたカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載される予定です。

*ICチップには、税や年金情報など、プライバシー性の高い情報は記録されません。

【主な使用用途】

- 顔写真付き公的身分証明書として利用できます。
- インターネットを通じたオンラインの申請や届け出を行う際、他人による成りすましなどを防ぐために用いる本人確認の手段です。
- 住民票の写し、戸籍証明などのコンビニ交付サービスが受けられます。

●そのほか、お問い合わせは：
▼マイナンバーコールセンター
☎0570(20)0178
*平日9時30分~17時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

Q1. 通知カードと個人番号カードの違いは?

A. 通知カードは、国民の皆さまにマイナンバーを通知する紙製のカードです。

一方、個人番号カードは、希望者の申請によって作成されるものです。行政手続きなどが簡素化されるなどの利点がありますが、義務ではありません。

Q2. 個人番号カードの有効期限は?

A. 20歳以上の方は10年、20歳未満の方は5年となっています。

Q3. 個人番号カードに標準搭載される電子証明書とは何?

A. インターネットを通じたオンラインの申請や届け出を行う際、他人による成りすましなどを防ぐために用いる本人確認の手段です。

Q4. マイナンバー制度が導入されると、住基カードはどうなる?

A. 平成27年12月で、住基カードの新規および再発行は終了します。すでにお持ちの住基カードは、有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。